

岩手県告示第389号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所（以下「事務所」という。）の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和2年6月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定構造計算適合性判定機関 の名称	変更事項	内 容		変更年月日
		変更前	変更後	
株式会社建築構造センター	事務所の所在地	佐賀県佐賀市駅前中央一丁目9番38号 SONIC佐賀駅前ビル704号室	佐賀県佐賀市駅前中央一丁目5番10号 朝日生命佐賀駅前ビル3階	令和2年5月28日